



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和3年9月1日

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|-------|--|-----|
| 承第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について） | 1 |
| 承第13号 | 専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について） | 2 |
| 議第45号 | 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 3 |
| 議第46号 | みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 4 |
| 議第47号 | 美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例について | 5 |
| 議第48号 | 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 6 |
| 議第49号 | 美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 7 |
| 議第50号 | 美濃加茂市保健センター設置条例の一部を改正する条例について | 9 |
| 議第51号 | 美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について | 11 |

[承第12号]

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

| | |
|--------------|--|
| 公布された法令 | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和3年9月1日 |
| 改正される法令 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） |
| 条例改正に影響する条等 | 第1条及び第5条 |

○ 条例改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項等にずれが生じたため所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の整理（第1条及び第5条関係）

法第19条第10号→法第19条第11号

◎ 施行期日（附則）

令和3年9月1日から施行します。

[承第13号]

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

【議案書：3頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

| | |
|--------------|--|
| 公布された法令 | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） |
| 条例改正に影響する施行日 | 令和3年9月1日 |
| 改正される法令 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） |
| 条例改正に影響する条等 | 第18条の2 |

○ 条例改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村に委託できることとされました。

したがって、個人番号カード再交付手数料として1枚につき800円を徴収していたものを止め、地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を機構からの委託に基づき徴収することとなります。

◎ 改正の主な内容

○ 個人番号カードの再交付手数料（第2条関係（別表））

個人番号カード再交付手数料の項を削ります。

◎ 施行期日（附則）

令和3年9月1日から施行します。

〔議第 4 5 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：47頁】

◎ 改正の概要

学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会委員の報酬の額について新たに定めるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 学校運営協議会委員の追加（第 2 条、第 5 条関係（別表））
別表に学校運営協議会委員の報酬を追加します。

| 区分 | 学校運営協議会委員 |
|-------------|--|
| 根拠となる法律、条例等 | 美濃加茂市学校運営協議会の設置に関する規則（令和 3 年美濃加茂市教育委員会規則第 3 号） |
| 報酬の額 | 日額 11,000 円（職務の時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 5,500 円、2 時間未満の場合は 3,000 円） |
| 費用弁償 | 美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和 63 年美濃加茂市条例第 1 号）に規定する一般職の職員の旅費に相当する額 |

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

〔議第46号〕

みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：49頁】

◎ **改正の概要**

みのかも文化の森は、地域防災計画の災害対策本部体制において、庁舎被災時の代替施設に位置づけられています。

市民の防災・減災の意識向上や子どもたちの防災教育を充実させるため、2階の情報学習室を防災学習の場として整備し、許可施設から一般施設へと広く開放するため、条例を改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **許可施設からの除外（第11条関係（別表））**

情報学習室の項を削ります。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年10月1日から施行します。

◎ **改正の概要**

第6次総合計画の将来ビジョンである「心・体・社会の健康」の実現に向けて、企業誘致の奨励対象を拡充することにより、①地域における医療・保健体制の充実、②医療従事者等の雇用促進、③健康産業分野の進出を図るために条例を改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **事業所に係る定義の改正（第2条関係）**

奨励措置の対象となる事業所について、「医療業」「保健衛生」を加えます。

○ **指定要件の改正（第4条関係）**

「医療業」「保健衛生」の奨励措置について、投下固定資産が3億円以上かつ常時雇用する従業員数が30人以上を、その指定要件とします。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第48号〕

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：53頁】

◎ **改正の概要**

当市において待機児童を出さない体制をさらに強化するため、また、未満児保育の需要増加に対応するため、美濃加茂市立古井第一保育園、古井第二保育園及び蜂屋保育園の統廃合を行い、新しく田島町二丁目地内にあじさい保育園を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **保育園の統廃合（第3条関係）**

次の保育園について、保育園の統廃合を行います。

- ・古井第一保育園…145人（現行）
- ・古井第二保育園……80人（現行）
- ・蜂屋保育園……………95人（現行）

⇒あじさい保育園…180人（統廃合後）

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ **準備行為**

この条例の施行前において、入園の申込みその他必要な準備行為を行うことができる旨規定します。

〔議第49号〕

美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：55頁】

◎ 改正の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設として、令和4年1月にみのかも健康プラザ（中部国際医療センター附属棟）内に子育て支援センターにじいろ広場を開設することに併せて、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 名称及び位置（第2条関係）

名称：美濃加茂市子育て支援センター にじいろ広場

位置：美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

○ 休館日（第4条関係）

ほたるの広場：市の休日（従前どおり）

にじいろ広場：令和4年1月4日から同年3月31日まで

・月曜日及び日曜日

・12月29日から翌年1月3日まで

第2条による改正
部分

令和4年4月1日以降

・月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

○ 利用者の範囲（第7条関係）

乳幼児、妊婦、子育てサークル等に利用を限定する旨の規定を削り、一般的な利用制限（改正後の第8条）のみとするものです。

○ 利用の制限（第7条（改正前第8条）関係）

拠点施設の利用における遵守事項を整理し、違反した者に対して職員がその行為をやめさせる指示を行い、これに従わないときは退去を命じることができるようにするものです。

・拠点施設内の構造物若しくはその附属物又は物品を毀損し、又は汚損しないこと。

・他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

・他人に危害を加えるおそれがあると認められる刃物、鈍器等その他の物を携帯しないこと。

- ・入場を制限された区域には立ち入らないこと。
- ・拠点施設内において、許可なく物品等を販売し、又は寄附の募集を行わないこと。
- ・拠点施設内において、許可なく印刷物、ポスター類を掲示し、又は配布しないこと。
- ・前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理及び運営に関し市長が行う必要な指示に従うこと。

◎ **施行期日（附則）**

この条例中第1条の規定による改正は、令和4年1月4日から施行し、第2条の規定による改正は、同年4月1日から施行とします。

◎ 改正の概要

保健センターをみのかも健康プラザ（中部国際医療センター附属棟）に移転することに伴い所要の改正を行うものです。

また、地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める市町村保健センターであることを明確化し、併せて公の施設として必要な管理に関する規定を明記するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 題名の変更

地域保健法に基づく市町村保健センターとしての設置だけでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の公の施設として必要な管理を定めるため、題名を改正するものです。

○ 設置根拠の明確化（第1条関係）

保健センターの設置根拠を明確にするため、地域保健法第18条第1項の市町村保健センターである旨を追加するものです。

○ 位置の変更（第2条関係）

保健センターをみのかも健康プラザに移転することに伴い、位置を変更するものです。

改正前

美濃加茂市太田町3425番地の1

改正後

美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

○ 事業の内容（第4条関係）

保健センターで健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを規定するものです。

○ 休館日（第5条関係）

美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第24号）に規定する市の休日を休館日とするものです。

○ **開館時間（第6条関係）**

午前8時30分から午後5時15分までを開館時間とするものです。

○ **利用の制限（第7条関係）**

拠点施設の利用における遵守事項を整理し、違反した者に対して職員がその行為をやめさせる指示を行い、これに従わないときは退去を命じることができるようにするものです。

- ・ 拠点施設内の構造物若しくはその附属物又は物品を毀損し、又は汚損しないこと。
- ・ 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ・ 他人に危害を加えるおそれがあると認められる刃物、鈍器等その他の物を携帯しないこと。
- ・ 入場を制限された区域には立ち入らないこと。
- ・ 拠点施設内において、許可なく物品等を販売し、又は寄附の募集を行わないこと。
- ・ 拠点施設内において、許可なく印刷物、ポスター類を掲示し、又は配布しないこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理及び運営に関し市長が行う必要な指示に従うこと。

○ **損害賠償の義務（第8条関係）**

利用者が施設、附属設備等を損傷し、又は滅失した場合において損害賠償をしなければならない旨規定するものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年1月4日から施行します。

〔議第51号〕

美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を追加する条例について

【議案書：62頁】

◎ **改正の概要**

特定ごみに該当する品（耐火金庫、ホーロー製品、スレートなど）は、特殊な処理が必要であったり、有害物質を含むものがあつたりするため、ささゆりクリーンパークでは処理が困難なものが多くあります。

今回、特定ごみについて可茂管内で統一した処分方法及び処分料金を定め、適正処理及び住民間の公平化を図ります。

◎ **改正の主な内容**

○ **一般廃棄物処理手数料の改正（別表（第12条関係））**

別表の取扱区分に特定ごみを追加します。

手数料の額は、1品目に添付する市の指定するシール1枚につき10キログラムごとに500円とします。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。